

○学校法人筑波学院大学ハラスメント防止・対策に関する規程

(設置)

第1条 学校法人筑波学院大学（以下「法人」という。）に、法人及び大学におけるハラスメントの防止・対策に関する基本方針を審議するため、ハラスメント防止・対策に関する委員会（以下「防止・対策委員会」という。）を置く。

(定義及び分類)

第1条の2 ハラスメントとは、差別意識に基づき、あるいは権力関係を用いて、不適切な言動を行い、これによって学生や職員等（以下「相手方」という。）の人権を侵害してその尊厳を損なうこと又は不利益や損害を与えることをいう。

2 前項のハラスメントを次の各号に掲げるとおりに分類する。

(1) セクシャルハラスメント

性的な言動で相手方を不快にさせるもの

(2) アカデミックハラスメント

教育・研究上の権力関係を背景とした不適切な言動により、相手方に不利益や損害を与えるもの

(3) パワーハラスメント

職務上の権力関係を背景とした不適切な言動により、相手方に不利益や損害を与えるもの

(4) 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント

妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関する制度又は措置の利用に関する言動により、相手方の就業環境を害するもの

(5) その他前各号に準ずるハラスメント

(委員長)

第2条 委員長は、理事長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 常務理事

(3) 学長

(4) 教授2名

(5) 委員長が指名する事務局長

(任務)

第4条 防止・対策委員会は、ハラスメントの防止及び対策に関し、次の各号に掲げる事項について、基本方針を審議する。

(1) ハラスメントの防止に関する啓発及び研修に関すること。

(2) ハラスメントの相談に関すること。

(3) ハラスメントの調停及び紛争解決に関すること。

(4) ハラスメントの処分案の策定並びに理事長及び部局長への勧告に関すること。

(5) ハラスメントの再発防止に関する監察及び指導に関すること。

(6) ハラスメントに関する概要をまとめ、公表すること。

(7) その他ハラスメントの防止及び対策に関し必要な事項。

(委員の義務)

第5条 委員は、任期中及び任期後においてその職務上において知り得た秘密を他にもらしてはならない。

2 委員は、当事者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

(事務)

第6条 防止・対策委員会の事務は、法人事務局企画総務グループにおいて行う。

(補則)

第7条 この規程で定めるもののほか、防止・対策委員会の運営に必要な事項は、防止・対策委員会が定めるところによる。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。